

公益財団法人東京都トラック運送事業交通遺児等助成財団
助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都トラック運送事業交通遺児等助成財団（以下「財団」という。）定款第4条第1項第2号から第5号に規定する事業を実施する団体への助成金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の対象団体)

第2条 助成金の対象団体は、東京都内において、第3条の事業を行う団体で、財団特別賛助会員の他、一般社団法人東京都トラック協会会員等が構成員となっている団体を助成対象とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 交通事故防止のための広報活動事業
- (2) 交通安全対策事業および交通事故に関する福祉事業
- (3) 交通安全の啓発等を通じて地域福祉の増進に寄与する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(助成限度額)

第4条 前3条に規定する助成金の限度額等は、毎年度、財団の事業計画書及び収支予算書において定める。

(助成方針)

第5条 助成の対象となる事業は、毎年定める「助成実施方針」に基づくものとする。

(助成申請)

第6条 助成を受けようとする団体は、財団が定める募集期日までに、所定の助成申請書に所要の事業計画書等を添えて、財団に申請しなければならない。

(審査選考及び交付決定)

第7条 助成申請は、理事会において助成の採否及び助成金額を決定する。

(改定)

第8条 この基準の改定は、会長が理事会の承認を得て行う。

附 則

1. この規程は、令和2年2月17日から実施する。

令和〇年度助成実施方針

(総則)

1. 助成金は申請事業の実施に直接必要となる経費とする。助成金を助成対象事業以外の目的に使用してはならない。
2. 団体の存続のため恒常的に必要とする費用（スタッフの人件費、団体事務所の家賃・光熱費等）や団体の構成員による会合の飲食費等は助成金の対象としない。
3. 助成の対象となる経費
 - ・ 諸謝金 事業に必要となる団体関係者以外の外部講師などに対する謝礼金、交通費など
 - ・ 交通費 事業に必要な交通費（電車代等実費）
 - ・ 消耗品費 事業に直接必要な文具などの消耗品の購入費
 - ・ 印刷製本費 事業に直接必要な募集案内・ポスター・パンフレットなどの印刷・コピー費や冊子作成のための印刷製本費
 - ・ 通信運搬費 事業に直接必要な通信費、郵送費、運送費など
 - ・ 使用料 事業実施のための会場使用料や会場設営に関わる経費など
 - ・ 委託料 事業の実施に関する委託を行った際の費用
 - ・ 物品購入費 事業に必要な道具や機材の購入費
 - ・ 図書購入費 事業に必要な図書の購入費
 - ・ その他 上記各費目以外の事業に必要な経費

令和〇年度助成事業

1. 交通安全対策事業等に取り組む団体への助成

(1) 東京高速道路交通安全協議会への助成

高速道路交通警察隊に対する支援及び協力などを通じ、交通安全対策事業を適切、かつ、効果的に実施している東京高速道路交通安全協議会に対して、事業費の助成を行う。

(2) 特別賛助会員が取り組む交通安全対策事業等に対する助成

当財団の事業目的に沿った地域福祉活動を実施した当財団の特別賛助会員に対して、事業費の助成を行う。

2. 広報・普及啓発事業

(1) 一般社団法人東京都トラック協会主催「トラックの日絵画コンテスト」に対する助成

一般社団法人東京都トラック協会が都内の小学生を対象に実施する「トラックの日絵画コンテスト」に対して、事業費の助成を行う。

(2) 一般社団法人東京都トラック協会青年部が東京都内の小学校からの要請に基づき実施する「児童のための交通安全教室」に対する助成

一般社団法人東京都トラック協会青年部において、東京都内の小学校からの要請に基づき実施する「児童のための交通安全教室」に対して、事業費の助成を行う。

(3) 一般社団法人東京都トラック協会女性部が実施する東京都内98警察署との意見交換及び交通遺児援助活動に対する助成

①春の交通安全運動の実施方法に関する都内全警察署との意見交換の実施に伴う生花贈呈に対して、事業費の助成を行う。

②独立行政法人自動車事故対策機構東京主管支所所管の「友の会」会員である交通遺児等及びその保護者の東京ディズニーシー等への招待に対して、事業費の助成を行う。